

## 令和元年度第 11 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 21 分から午後 2 時 50 分

2. 開催場所 三次市役所 601 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 40 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

報告第 41 号 農地法第 18 条（通知）

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）

報告第 43 号 非農地証明願承認

報告第 44 号 農地転用（農業用施設）届出

議案第 56 号 農地法第 3 条

議案第 57 号 農地法第 4 条第 1 項

議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項

議案第 59 号 農用地利用集積計画

議案第 60 号 農地中間換地事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第 61 号 三次市賃借料情報

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、令和元年度第 11 回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

（橋本会長 あいさつ）

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 19 人であります。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、藤川委員、向井委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第 11 回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 40 号から報告第 44 号までの 5 件です。

議案が、議案第 56 号から議案第 61 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 40 号から報告第 44 号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第 40 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 12 件ご報告いたします。

内容は、1 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページから 5 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 41 号「農地法第 18 条（通知）」について 1 件ご報告いたします。

内容は、1 月 10 日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。詳細については、議案書の 6 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 42 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 5 件ご報告いたします。

内容は、1 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 7 ページから 11 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告 43 号「非農地証明願承認」について 3 件ご報告いたします。

申請番号 20 土地の所在が、吉舎町辻\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 26 m<sup>2</sup>, 申請人が、吉舎町辻\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 非農地となった理由は、平成 7 年 12 月以前に納屋を建築、宅地化し現在に至っています。

申請番号 21 土地の所在が、後山町\_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積が 2,501 m<sup>2</sup>, 申請人が、愛知県名古屋市千草区赤坂町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 非農地となった理由は、昭和 56 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 22 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ほかに 4 筆、現況地目は、すべて原野で、面積の合計が 2,139 m<sup>2</sup>, 申請人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 非農地となった理由は、平成 3 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告 44 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 6 土地の所在が、廻神町\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 328 m<sup>2</sup> の内 14 m<sup>2</sup>, 届出人が、三良坂町長田\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 転用目的は、農機具庫の建築です。

報告については以上です。

議長 報告第 40 号から報告第 44 号を報告いたしました。

報告 5 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第 56 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 6 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 88 土地の所在が、西酒屋町\_\_\_\_\_, ほか 3 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 3,799 m<sup>2</sup>、譲渡人が、東広島市西条町御菌宇\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、西酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 6,443 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は、ずっと広島市に住まわれ、一時三次市にも住まわれていましたが、農地の全てを本家であります譲受人が耕作してきました。今回全ての農地を本家へ譲渡するものです。譲受人は所有する全ての農地を耕作されており、問題ないものと思われまます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 88 を決めます。  
次に申請番号 89 の説明を求めます。

局長 申請番号 89 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 86 m<sup>2</sup>、譲渡人が、広島市中区上幟町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、江田川之内町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 11,868 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲受人は申請地を含めて周辺農地の管理をされています。譲渡人は広島市に住まわれているため今回譲渡の話がまとまりました。申請地は水利の便が悪いため、畑としてキャベツの植栽を計画されます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 89 を決めます。

申請番号 90 と申請番号 91 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いま

す。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 90 と申請番号 91 の譲受人は三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 8,532 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 90 土地の所在が, 三和町羽出庭\_\_\_\_\_, 地目は田で, 面積が 1,162 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 広島市安佐南区上安\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 91 土地の所在が, 三和町羽出庭\_\_\_\_\_, 地目は田で, 面積が 1,031 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

なお, 本 2 件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 ●●さんは高齢で遠方に住まわれているため今後は耕作ができないということです。また, ●●さんは高齢で体力が持たないため今後耕作ができないということで, 申請地は 2 地番に分かれています, 現況は 1 枚の田で, 譲受人の自宅前にあることから譲り受けることとなりました。申請農地の周辺の全てを耕作されており問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め, 申請番号 90 と 91 を決めます。  
次に申請番号 92 の説明を求めます。

局長 申請番号 92 土地の所在が, 作木町大畠\_\_\_\_\_, ほか 19 筆, 現況地目は田が 15 筆で, 12,446 m<sup>2</sup>, 畑が 2 筆で, 244 m<sup>2</sup>, 雑種地が 3 筆で, 2,036 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 14,726 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 広島市中区西白島町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 和知町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 1,908 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲渡人は広島市に住まわれており, 相続後耕作されておらず, 帰られる予定もないことから, 空き家バンクに登録されていました。譲受人は, 野菜苗を販売する会社を営まれており, 空き家バンクを通して古民家を探されていました。地目は田ですが, 畑として活用されます。周辺農地を活用した経営規模拡大も計画され意欲があらわれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 92 を決めます。  
次に申請番号 93 の説明を求めます。

局長 申請番号 93 土地の所在が、十日市南\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 576 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、十日市南\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、十日市東\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 2,145 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は、申請地を耕作されており、この度譲り受けたいと申し入れ話がまとまりました。機械の保有状況は問題ありません。周辺農地の効率的な利用への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 56 号「農地法第 3 条」については、申請番号 88 から申請番号 93 までを異議なしと決めます。

議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 53 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 412 m<sup>2</sup>, 申請人が、青河町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、農地改良を目的とする一時転用です。

申請地は、県営担い手育成基盤整備事業 青河下地区として、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて整備された第 1 種農地です。本件は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」として、農振農用地区域内にある農地等の不許可の例外に該当します。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 申請地は前回第 10 回総会で審議しました、河川整備により住宅を移転するために転用する農地の残地で、くぼ地となるため嵩上げを行うものです。隣地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決します。

議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項」について，申請番号 53 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 13 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお，審査表をお送りしていた時点では「農振農用地区域除外見込み」となっていた各申請地につきましては，1 月 22 日付で除外手続きが完了したため，議案書では農振農用地区域の指定がない土地として取り扱っています。ご了承ください。

申請番号 99 土地の所在が，下川立町\_\_\_\_\_，ほか 3 筆，地目はすべて田で，面積の合計が 1,811 m<sup>2</sup>，譲渡人が，広島市安佐北区口田南\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が，十日市中二丁目 8-1，三次市，申請内容は，テニスコート及び運動場の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は広島市に住まれ長年，不作付け地となっています。市立川地中学校のテニスコートや運動場が狭く不十分であるため，校舎に隣接する農地を選定されました。土砂の流出防止，排水対策については問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め，申請番号 99 を決します。  
次に申請番号 100 の説明を求めます。

局長 申請番号 100 土地の所在が，東酒屋町\_\_\_\_\_，地目は畑で，面積が 438 m<sup>2</sup>，貸主が，廻神町\_\_\_\_\_，●●●●さん，借主が，西酒屋町\_\_\_\_\_，株式会社 ●●●●，申請内容は，太陽光発電設備の設置です。

本件は，平成 27 年 11 月 19 日付けで農地法第 5 条許可した太陽光発電設備について，隣接土地に設備を設置し規模を拡大しようとするものです。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地の周辺一帯は太陽光発電設備が広く設置されています。太陽光発電設備に囲まれ長く不作付地となっていました。設備の設置により周辺への影響はありません。除草管理は定期的に草刈りを行われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 100 を決めます。

申請番号 101 から申請番号 103 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号 101 から申請番号 103 までの貸主が、広島市安佐南区緑井\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、福山市南手城町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請番号 101 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 583 m<sup>2</sup>です。

申請番号 102 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,393 m<sup>2</sup>です。

申請番号 103 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 1,507 m<sup>2</sup>です。

本 3 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。なお、本 3 件はそれぞれ別の事業です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は昨年までは水田として活用されていましたが、高齢となり離農されるため耕作者を探されましたが見つからず、太陽光発電設備を設置することとなりました。農地は現状のまま利用し、防草シートを敷設されます。排水対策に問題ありません。周辺住民の同意をとられています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 101 から 103 を決めます。

次に申請番号 104 の説明を求めます。

局 長 申請番号 104 土地の所在が、三和町上壺\_\_\_\_\_, ほか 2 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 3,481 m<sup>2</sup>、貸主が、三和町敷名\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、三和町敷名\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請者は親子です。申請地は長く耕作されておらず、獣害が多く今後も耕作される

見込みがないことから、太陽光発電設備を設置されることとなりました。全面防草シートを敷設されます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 104 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 105 の説明を求めます。

局 長 申請番号 105 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、地目は、田が 1 筆で、1.31 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆で、36 m<sup>2</sup>、面積の合計が 37.31 m<sup>2</sup>、貸主が、広島市安佐北区亀山\_\_\_\_\_, ●●●●さん、借主が、庄原市西本町\_\_\_\_\_, ●●●● 株式会社、申請内容は、事務所等建築用地の造成です。

本件は、平成 28 年 3 月 22 日付けで農地法第 5 条許可した事務所等建築用地について、隣接土地を造成し敷地を拡張しようとするものです。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 転用許可を受けておりましたが、角地が残っていたということで、すでに造成工事をされていますので、始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 105 を決めます。  
次に申請番号 106 の説明を求めます。

局 長 申請番号 106 土地の所在が、君田町東入君\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 676 m<sup>2</sup>、譲渡人が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、水田営農活性化基盤整備事業（特殊地域型）松ヶ瀬地区として、平成 7 年度から平成 10 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

また、「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準」第 2 条に規定するすべての要件を満たしているものと判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲受人は地区内の借家に家族と住まわれていますが、手狭となったため、新たに住宅を建築することとしましたが、実家は敷地が狭く駐車場も取れないため、他の用地を3年かけて探されていましたが、なかなか見つかっていませんでした。譲渡人より、農地を譲ってもよいと話がまとまりました。譲受人は地域活動に積極的に参加しており、申請地は実家に近く、集落に隣接しており、敷地面積が少し広いのですが、土地が不整形で、進入路や法面、家庭菜園として活用を計画されています。「一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準」を満たしていると判断できます。排水対策は問題なく、周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

12 番 この件については以前に質問をしました。反対はしませんが、一種農地を宅地に転用するには、安易に認めるのではなく、十分に調査し、相当の理由があり、誰にでも説明できる対応を今後もしていかないといけないと思います。意見として申し述べます。

議 長 その他異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 106 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 107 の説明を求めます。

局 長 申請番号 107 土地の所在が、君田町東入君\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 555 m<sup>2</sup>, 貸主が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、水田営農活性化基盤整備事業（特殊地域型）松ヶ瀬地区として、平成 7 年度から平成 10 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

また、「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準」第 2 条に規定するすべての要件を満たしているものと判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 申請地は先ほどの案件の隣接地にあります。申請者は親子です。同居をされていますが、結婚を機に住居を建築されるものです。実家は敷地が狭く駐車場も狭く、建設できない状況にあり、他の用地は申請地のみで、分筆して住居を建築されることとなりました。申請地は集落に接続しており、転用面積も進入路等を考えると適当であり、「一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準」を満たしていると判断できます。排水対策は問題なく、周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 107 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 108 の説明を求めます。

局 長 申請番号 108 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,295 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、宅地分譲です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は宅地に囲まれており、排水対策は問題ありません。周辺には農地がなく影響ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 108 を決めます。  
次に申請番号 109 の説明を求めます。

局 長 申請番号 109 土地の所在が、大田幸町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 673 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、大田幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、農家住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 申請地は不作付け地となっていました。申請人は親子で、農業後継者である譲受人が農家住宅を建築されます。排水対策に問題ありません。土砂の流出防止対策もされます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 109 を決めます。  
次に申請番号 110 の説明を求めます。

局 長 申請番号 110 土地の所在が、十日市南\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 412 m<sup>2</sup>, 譲

渡人が、十日市南\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、庄原市峰田町\_\_\_\_\_, ●●●●さんと, ●●●●さんで, 持分がそれぞれ, 5分の4と, 5分の1, 申請内容は, 一般住宅の建築です。

申請地は, 都市計画法の用途地域内にあることから, 第3種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7番 譲受人は実家に住まわれていますが, 家族も増えたため住宅を建築されるものです。排水対策に問題ありません。農地への土砂の流出防止対策をされます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号110を決めます。  
次に申請番号111の説明を求めます。

局 長 申請番号111 土地の所在が, 吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ほか1筆, 地目は, すべて田で, 面積の合計が1,960㎡, 譲渡人が, 吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 広島市中区鉄砲町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1番 申請地は水の便利が悪く長く耕作されていませんでした。耕作を引き継ぐ者もおらず困っていたところ, この度, 太陽光発電設備を設置することで話がまとまりました。隣接する農地は耕作されておらず, 近隣農地に迷惑はかかりません。隣接所有者, 周辺住民の同意は得られています。農地は現状のまま利用し, 防草シートを敷設されます。排水対策は問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決めます。

議案第58号「農地法第5条第1項」について, 申請番号99から申請番号103, 申請番号105, 申請番号108から申請番号111を異議なしと決し, 申請番号104, 申請番号106, 申請番号107を許可妥当として処理諮問します。

議案第59号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第59号「農用地利用集積計画」について, ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

52 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得に伴う賃借権設定が、54 件で 254,638.85 ㎡です。

各申請については、22 ページから 51 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いいたします。以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 59 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 59 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、55 ページの照会に対して、83 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目が、57 ページ、三若地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、有限会社●●●●●に、農地 2 筆、1,336 ㎡を転貸するものです。

2 件目が、60 ページ、株式会社●●●●●の利用権設定の変更に伴い、農地中間管理機構を介して、農地 142 筆、210,865.4 ㎡を転貸するものです。

3 件目が、69 ページ、株式会社●●●●●の利用権設定の変更に伴い、農地中間管理機構を介して、農地 2 筆、3,898 ㎡を転貸するものです。

4 件目が、72 ページ、下志和地地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人●●●●●に、農地 8 筆、7,875 ㎡を転貸するものです。

5 件目が、75 ページ、下志和地地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人●●●●●に、農地 2 筆、4,196 ㎡を転貸するものです。

6 件目が、78 ページ、農業研修機関であります、株式会社●●●●●に、農地 4 筆、7,694 ㎡を転貸するものです。

7 件目が、81 ページ、君田町の卸子地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、合同会社●●●●●に、農地 8 筆、14,655 ㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第 61 号「三次市賃借料情報」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 61 号「三次市賃借料情報」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地法第 52 条の規定により、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結された賃貸借における、10 アール当たりの「賃借料水準」について、情報を提供しようとするものです。

その内容は、1、田(水稻)の部のデータ数は 790 件です。市全域の平均額が 5,300 円です。前年が 6,100 円で 800 円下がっています。2、畑の部のデータ数は 28 件です。市全域の平均額が 7,800 円です。前年が 4,600 円で 3,200 円上がっています。3、樹園地については、該当がありません。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

8 番 田、畑とも最低金額と最高金額に開きがありますが、どういった理由でしょうか。

係 長 利用権設定の中には、金額で設定されているものと、物納の場合がありますが、物納の場合で、10 a あたり、米 3 袋といったものもありますし、最低額は、農地中間管理機構を介した貸し借りで、10 a あたり 100 円未満という場合があります。100 円未満は 100 円に切り上げています。畑については昨年より大きく金額が上がっていますが、田と合わせて物納という場合があります、上昇しています。利用権設定で賃貸借とされたものを集計しています。使用貸借は入っていません。

11 番 平均額が記してあるが、物納の場合など単純に筆数で割ると違ってくるのではないか。

事務局 物納の場合は、米の売り渡し価格にかけて、10 a あたりに換算して算定しています。

議 長 それでは、議案第 61 号「三次市賃借料情報」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 61 号「三次市賃借料情報」について，承認することに決めます。

以上で，本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて上田座長から役員会の報告をお願いします。

(上田座長 報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

(質問等)

以上で，本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は，3月5日(木)午後1時30分から，みよしまちづくりセンター ペペラホールで総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第 11 回農業委員会総会を終了します。